

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 30 年 3 月 9 日 (金) 第 8 9 8 2 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定障害福祉サービス事業者の指定 (123) (東部福祉保健事務所) 2 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (124) (労働政策課) 2 土地改良区の解散 (125) (農地・水保全課) 2 保安林の指定予定 (126) (森林づくり推進課) 2 県道の区域の変更 (127) (道路企画課) 3 県道の供用の開始 (128) (〃) 3 土地改良区の役員の退任 (2 件) (129・130) (中部総合事務所農林局) 3 指定居宅サービス事業者の指定 (131) (西部総合事務所福祉保健局) 4 開発行為に関する工事の完了 (132) (西部総合事務所生活環境局) 4 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (133) (会計指導課) 4
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (5) 4
◇ 教委告示	指定技能教育施設の連携科目等の指定等 (4) (高等学校課) 5
◇ 海区漁調 委告示	すくい網漁業の操業に関する指示 (1) 5
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (3 件) (技術企画課) 6

告 示

鳥取県告示第123号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月9日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
有限会社石井園芸	鳥取市国府町美敷679-4	石井園芸	鳥取市興南町71	就労継続支援B型	平成30年3月1日

鳥取県告示第124号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県中小企業労働相談所運営業務プロポーザル選考審査会	鳥取県中小企業労働相談所運営業務の受託者の選定に関する事項	平成30年3月9日から同月30日まで	雇用人材局労働政策課

鳥取県告示第125号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、大沢池土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第126号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡若桜町大字若桜字古城谷1521、1522、1524から1526まで、1529の2、字御構781
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採を禁止する。
 - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年3月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鷹狩渡一本線	鳥取市河原町曳田字川戸土居123-12地先から同字120-1地先まで	変更前	6.1~19.3	72.0
		変更後	8.9~26.4	72.0
鳥取空港賀露線	鳥取市湖山町西四丁目142-3地先から同市賀露町西三丁目321地先まで	変更前	12.3~39.7	1528.0
		変更後	12.3~39.7	1528.0

鳥取県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年3月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取空港布勢線	鳥取市湖山町西四丁目142-1地先から同市湖山町西四丁目132-1地先まで	平成30年3月10日
鳥取空港賀露線	鳥取市湖山町西四丁目142-3地先から同市賀露町西三丁目321地先まで	〃

鳥取県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年3月9日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

退任した役員の氏名及び住所

理 事 桑 本 哲 弘 倉吉市鋤137

平成30年2月3日退任

鳥取県告示第130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年3月9日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

退任した役員の氏名及び住所

監 事 米 田 豊 平 倉吉市鴨河内987-6

平成30年2月28日退任

鳥取県告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人米子市 社会福祉協議会	米子市中央デイサービスセンター	米子市錦町一丁目 139-3	平成30年3月1日	通所介護

鳥取県告示第132号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成30年3月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成29年12月7日 鳥取県指令第201700224521号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市両三柳4543-36
礧岩 裕 礧岩 愛

鳥取県告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成30年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
ふるさと納税制度を利用した寄附金の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県商工労働部産業振興課
課長補佐 田口 邦彦
- 3 委任期間
平成30年3月9日から同月31日まで

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第5号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において

準用する場合を含む。)及び鳥取県民投票規則(平成25年鳥取県規則第68号)第6条第1項の規定により告示する。

平成30年3月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,561
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,801
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	146,335
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,641
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	41,046
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,398
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,642
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,365
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,083
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,854
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,000
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,309

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第4号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第2項の規定に基づき、連携科目等の指定及び指定の解除をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月9日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 指定及び指定の解除をした指定技能教育施設の名称
学校法人中央高等学園 中央高等学園専修学校

- 2 指定をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
広告と販売促進	広告と販売促進

- 3 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
簿記	簿記

- 4 指定及び指定の解除をする年月日

平成30年4月1日

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

鳥取県海面におけるすくい網漁業(集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。)の操業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年3月9日

鳥取海区漁業調整委員会会長 渡 部 俊 明

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線(世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。)以東の鳥取

県海面において、平成30年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経133度35.42分）の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（平成30年3月9日付第201700290241号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなくてはならない。

ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路3・4・4号後藤駅天神町線

米子境港都市計画道路3・4・11号安倍旗ヶ崎線（変更前 米子境港都市計画道路3・4・11号安倍糶町線）

米子境港都市計画道路3・4・12号米子駅車尾線（変更前 米子境港都市計画道路3・4・12号米子駅福生線）

米子境港都市計画道路3・4・15号博労町線

米子境港都市計画道路3・4・31号車尾上福原線

米子境港都市計画道路3・4・33号角盤町線（変更前 米子境港都市計画道路3・4・11号安倍糶町線）

米子境港都市計画道路3・5・8号内町東町線（変更前 米子境港都市計画道路3・5・8号内町道笑町線）

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、境港市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画用途地域
米子境港都市計画汚物処理場
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）